警 サ ポ 甲 達 第 1 号 令和 6 年 1 月 3 0 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

犯罪被害者等支援に係る公費負担制度の実施要領の制定について

犯罪被害者等支援に係る公費負担については、犯罪被害者等支援に係る公費支出要領の制定について(令和5年警サポ甲達第4号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、この度、公費負担制度の一層の充実を図るため、「犯罪被害者等支援に係る公費負担制度の実施要領」を別添のとおり制定し運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

### 犯罪被害者等支援に係る公費負担制度の実施要領

### 第1 目的

この要領は、犯罪被害者等の支援に係る公費負担制度(以下「公費負担制度」という。) に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等のための支援を適時適切に推進し、 もって犯罪被害者等の経済的及び精神的負担の軽減並びに精神的被害の早期回復を図 ることを目的とする。

### 第2 定義

1 犯罪被害者等

犯罪被害者、犯罪被害者の遺族又は家族(事実上の婚姻関係及び養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下「遺族等」という。)及びその他犯罪被害者と密接な関係にある交際者等で所属長が必要と認めた者をいう。

2 診断書等経費

診察料(治療費を含む。)、検査費、薬代及び診断書料をいう。

3 緊急避妊等経費

性犯罪被害における診断書等経費、資料採取の処置費、妊娠検査費、性感染症検査 費(薬代含む。)、緊急避妊経費、人工妊娠中絶費及び制服や学用品等(以下「制服等」 という。)の購入費をいう。

4 司法解剖等

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づき行う解剖又は警察等が取り扱う 死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)に基づき行う 解剖をいう。

5 カウンセリング等経費

診察及びカウンセリング(診察料、検査費、薬代、カウンセリング料、入院費用等) に要する経費をいう。

- 第3 公費負担経費の種類
  - 1 診断書等経費(性犯罪被害を除く。)
  - 2 緊急避妊等経費
  - 3 死体検案書経費
  - 4 遺体修復及び遺体搬送経費
  - 5 一時避難場所経費
  - 6 相談場所経費
  - 7 供花等経費
  - 8 ハウスクリーニング経費
  - 9 カウンセリング等経費
  - 10 住居移転等経費
  - 11 弁護士相談経費
- 第4 公費負担制度適用の除外事由

次のいずれかに該当する場合は、公費負担を行わないこととする。

- 1 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき。
- 2 公費負担することが社会通念上適切でないと認められるとき。
- 第5 各公費負担経費の内容
  - 1 診断書等経費(性犯罪被害を除く。)
  - (1) 対象犯罪
    - ア 殺人未遂罪 (刑法 (明治40年法律第45号) 第199条及び第203条)
    - イ 傷害罪 (刑法第204条)
    - ウ 逮捕等致傷罪(刑法第221条)
    - 工 強盗致傷罪 (刑法第240条)
    - オ アからエに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると署長が認めたもの
  - (2) 公費負担の要件
    - (1)の対象犯罪による被害を立証するため、医師の診察及び診断書が必要であること。
  - (3) 公費負担の範囲

診断書等経費の上限は、診断書料を除き1万円とする。ただし、異なる複数の診療科で受診し、又は異なる日に同一の診療科で受診したことにより、2通以上の診断書が必要な場合、診断書等経費は、診断書料を除きそれぞれの診療科で上限1万円とする。

- (4) 公費負担の要否の決定等
  - ア 公費負担の要否の決定

公費負担の対象となる事件の捜査を行う警察署の事件担当課長(以下「事件担当課長」という。)は、診断書等経費支出同書(別記様式第1号)により署長に指揮伺いする。署長は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照らし、公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を 行うこと。

イ 犯罪被害者及び医療機関に対する制度の説明

事件担当課長は、診断書等経費の公費負担を行うに当たり、本制度の趣旨を当該犯罪被害者に説明するとともに、医療機関に対しては、診断書等経費は警察で公費負担することを説明した上で、犯罪被害者に診察を受けさせること。

- 2 緊急避妊等経費
- (1) 対象犯罪
  - ア 不同意わいせつ罪(刑法第176条)
  - イ 不同意性交等罪(刑法第177条)
  - ウ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(刑法第179条)
  - エ 不同意わいせつ等致死傷罪(刑法第181条)
  - オ 強盗・不同意性交等罪(刑法第241条前段)
  - カ 福井県迷惑行為等の防止に関する条例(昭和38年福井県条例第13号)(卑わいな行為の禁止)違反(第3条)
  - キ 福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)(みだらな性行為およ

びわいせつな行為の禁止)違反(第35条)

- ク 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(児童に淫行をさせる行為)違反(第34条第1項第6号に係る第60条第1項)
- ケ アからウまで及びオの未遂罪
- コ アからケに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると署長が認めたもの

### (2) 公費負担の要件

ア (1)の対象犯罪による被害を立証し、又は犯罪被害者の二次被害を防止する ために必要であること。

イ 犯罪被害者が、被害申告を即答できない場合又は後日、被害申告の意思がない 旨を申し出た場合でも、公費負担することは可能である。

## (3) 公費負担の範囲

#### ア 診断書等経費

診断書等経費は実費額とする。ただし、異なる複数の診療科で受診し、又は異なる日に同一の診療科で受診したことにより、2通以上の診断書が必要な場合は、それぞれの診療科で要した実費額とする。

## イ 資料採取等の処置費

犯罪による被害の立証のために医師が犯罪被害者の身体に対し実施した資料採取における処置費の実費額とする。

### ウ 妊娠検査費

犯罪被害によって妊娠していることが疑われる場合における妊娠検査に要する 費用の実費額とする。

エ 性感染症検査費(薬代を含む。)

犯罪被害によって性感染症への感染が疑われる場合におけるHIV、B型肝炎、 クラミジア等の検査に要する費用及びその際に処方された薬代の実費額とする。

#### 才 緊急避妊経費

犯罪被害による妊娠を防ぐための緊急避妊に要する実費額とする。

力 人工妊娠中絶経費

犯罪被害により妊娠したと疑われる場合における人工妊娠中絶に要する実費額とする。

#### キ 制服等購入費

犯罪被害者が園児、小学生、中学生、高校生等であって、犯罪による被害を立証するため被害時に着用していた制服等を押収したとき、又は被害時の制服等を着用し又は所持し続けることで犯罪被害者が精神的な二次被害を受けるおそれがあるとき、新たな制服等の購入や修復に要する実費額とする。この場合において、公費負担する制服等の品目及び数量は、被害時に着用していたものと同一とする。

### (4) 公費負担の要否の決定等

### ア 公費負担の要否の決定

事件担当課長は、緊急避妊等経費支出伺書(別記様式第2号)により署長に指揮伺いする。署長は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照らし、公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を 行うこと。

イ 犯罪被害者、医療機関及び業者に対する制度の説明

事件担当課長は、緊急避妊等経費の公費負担を行うに当たり、本制度の趣旨を 当該犯罪被害者に説明するとともに、医療機関に対しては、緊急避妊等経費を警 察で公費負担することを説明した上で、犯罪被害者に診察を受けさせる。

なお、制服等を購入する際において、警察が業者に対し費用を支出することで、 犯罪被害者の二次被害となるおそれがある場合は、犯罪被害者等が業者から直接 制服等を購入し、その費用については、犯罪被害者等に対して支出する方法によ り行うこと。

## 3 死体検案書経費

- (1) 対象犯罪
  - ア 殺人罪 (刑法第199条)
  - イ 強盗致死罪 (刑法第240条)
  - ウ 強盗・不同意性交等致死罪(刑法第241条)
  - エ 不同意わいせつ等致死罪(刑法第181条)
  - 才 傷害致死罪 (刑法第205条)
  - カ 危険運転致死罪(自動車運転死傷行為処罰法第2条及び第3条)
  - キ 過失運転致死アルコール等影響発覚免脱罪(自動車運転死傷行為処罰法第4条)
  - ク 過失運転致死罪(自動車運転死傷行為処罰法第5条)
  - ケ 無免許危険運転致死罪等(自動車運転死傷行為処罰法第6条)
  - コ アからケに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると署長が認めたもの
- (2) 公費負担の要件
  - (1)の対象犯罪により死亡し、司法解剖等を実施した遺体のうち、解剖の結果 を踏まえて作成される死体検案書であること。
- (3) 公費負担の範囲

死体検案書料は1通分の実費とする。

- (4) 公費負担の要否の決定等
  - ア 公費負担の要否の決定

事件担当課長又は高速道路交通警察隊の執行担当隊長補佐若しくは分駐隊長 (以下「事件担当課長等」という。)は、死体検案書経費支出伺書(別記様式第3 号)により署長又は高速道路交通警察隊長(以下「署長等」という。)に指揮伺い する。署長等は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照らし、公 費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を 行うこと。

#### イ 遺族等及び医療機関に対する制度の説明

事件担当課長等は、死体検案書料の公費負担を行うに当たり、本制度の趣旨を 当該犯罪の遺族等に説明するとともに、医師等に対しては、死体検案書料を警察 で公費負担することを説明すること。

## 4 遺体修復及び遺体搬送経費

(1) 公費負担の要件

ア 司法解剖等を行った遺体の修復であること(遺体が高度に腐敗、炭化、白骨化 等しており、修復不能と認められるときを除く。)。

イ 遺族等の指定する場所への遺体搬送であること。

(2) 公費負担の範囲

ア 遺体修復の範囲

遺体修復の範囲は、司法解剖等による切開痕・縫合痕のほか、犯罪による傷痕 等を目立たなくする程度とする。

なお、遺族等が、清拭、顔剃り、髭剃り、死化粧等を希望するときは、遺族等の負担とする。

#### イ 遺体搬送の区域

遺体搬送の区域は、司法解剖等を実施した施設(司法解剖等を実施後、警察署に安置した場合は当該警察署)から遺族等の指定する福井県内の場所までとする。ただし、遺族等が搬送先に県外を希望する場合には、120キロメートルを搬送した場合の相当費用を上限とし、実費額との差額は遺族等の負担とする。

## ウ 遺体搬送の範囲

- (ア) 遺体搬送の範囲は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく霊柩運送事業者(以下「搬送業者」という。)の行う遺体の搬送料金に限定し、霊柩車の種別は普通車とする。ただし、遺族等が特別車を希望するときは、普通車による搬送料金との差額は、遺族等の負担とする。
- (イ) 有料道路料金は、福井県内への搬送の場合、全額公費で負担する。県外への 搬送の場合は、県内の利用料金は公費負担とし、県外の利用料金は遺族等の負担とする。
- エ 県外への搬送の例外

県外への遺体搬送の区域及び範囲については、重大な事案や社会的反響の大きな事案の場合、県民サポート課長と協議して遺体搬送の区域及び範囲の上限を超えて全額公費で負担することができる。ただし、搬送先は、日本国内に限る。

(3) 公費負担の要否の決定等

ア 公費負担の要否の決定

事件担当課長等は、遺体修復・遺体搬送経費支出伺書(別記様式第4号)により署長等に指揮伺いする。署長等は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照らし、公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を 行うこと。

イ 遺族等及び業者に対する制度の説明等

(ア) 修復・搬送の同意

遺族等に対し御遺体の修復・搬送についてのお知らせ(別紙1)により、修 復の範囲並びに搬送の区域及び範囲を説明するとともに、遺体修復・遺体搬送 同意書(別記様式第5号)の提出を受ける。

## (イ) 修復・搬送の依頼

修復業者に対しては、遺体修復に関するお願い(別紙2)により料金の請求 等に関して説明をするとともに、遺体修復依頼書(別紙3)により依頼する。 搬送業者に対しては、遺体搬送に関するお願い(別紙4)により搬送の仕様 等に関して説明をするとともに、遺体搬送依頼書(別紙5)により依頼する。

## (ウ) 修復・搬送の確認

修復業者による遺体修復及び搬送業者による遺族等の指定する場所までの遺体搬送が完了したことを確認した際は、速やかに遺体修復・遺体搬送完了報告書(別記様式第6号)により署長等に報告する。

# 5 一時避難場所経費

## (1) 公費負担の要件

次のいずれかに該当し、かつ、居住場所(公的施設のほか、親類、知人宅を含む。) を確保することが困難であると認められる犯罪被害者等の一時避難場所を確保する ために要する費用であること。

ア 自宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊、汚損等により、物理的に自宅での居住が困難な状況であるとき。

- イ 自宅が犯罪行為の現場となったため、犯罪被害者等が自宅に引き続き居住する ことで精神的な二次被害を受けるおそれがあるとき。
- ウ 犯罪被害者等が加害者による再被害、加害者の関係者による報復等の加害行為 を受けるおそれがあるとき。
- エ 社会的反響が大きい事件で、犯罪被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、精神的な二次被害を与えるおそれがあるとき。

### (2) 公費負担の範囲

一時避難の期間はおおむね3泊分を限度とする。ただし、署長は、宿泊期間の延長の必要があると認めるときは、県民サポート課長と協議して宿泊期間を延長することができる。

なお、公費負担額は宿泊に要する経費(サービス料を含む。)とし、食事代及び通信費は含まない。

#### (3) 公費負担の要否の決定等

ア 公費負担の要否の決定

事件担当課長は、一時避難場所確保経費支出伺書(別記様式第7号)により署長に指揮伺いする。署長は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照らし、公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を 行うこと。

## イ 犯罪被害者等及び宿泊施設に対する制度の説明

事件担当課長は、一時避難の公費負担を行うに当たり、本制度の趣旨を当該犯罪被害者等に説明するとともに、宿泊施設に対しては、一時避難に係る経費を警察で公費負担することを説明すること。

## (4) 留意事項

- ア 本公費負担は、他の居住場所を確保することができない場合の措置であることから、他の施設等の利用が可能な場合並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づく一時保護等その他の制度による公的機関への避難及び必要経費の公的給付が可能な場合は、他の施設の利用を優先させること。
- イ 宿泊施設は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、一時避難に適した施設を 選定すること。
- ウ 本制度の趣旨に鑑み、対象者の氏名、使用する施設の名称、場所等に関する事項について保秘を徹底すること。

### 6 相談場所経費

(1) 公費負担の要件

犯罪被害者等が、被害申告、相談等に際し、交番、警察署等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗がある場合において、警察施設以外の会議室等を相談場所として確保するために要する費用であること。

(2) 公費負担の範囲

1回当たりの相談場所の借上期間は、4時間を限度とする。ただし、署長は、期間の延長の必要があると認めるときは、県民サポート課長と協議して期間を延長することができる。

(3) 公費負担の要否の決定等

ア 公費負担の要否の決定

事件担当課長は、相談場所確保経費支出伺書(別記様式第8号)により署長に 指揮伺いする。署長は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照ら し、公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を行うこと。

イ 犯罪被害者等及び相談場所の管理者に対する制度の説明

事件担当課長は、相談場所を確保するに当たり、相談場所の管理者に対して、 相談場所確保に係る経費を警察で公費負担することを説明すること。

#### 7 供花等経費

- (1) 対象犯罪
  - ア 不同意わいせつ等致死罪(刑法第181条)
  - イ 殺人罪(刑法第199条)
  - ウ 傷害致死罪 (刑法第205条)
  - 工 過失致死罪 (刑法第210条)
  - 才 業務上過失致死罪(刑法第211条)
  - カ 強盗致死罪 (刑法第240条)
  - キ 強盗・不同意性交等致死罪(刑法第241条)
  - ク 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法 律第86号)違反(同法第2条及び第3条)
  - ケ 道路交通法 (昭和35年法律第105号) (交通事故の場合の措置)違反 (第

72条第1項前段)

コ アからケに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると署長等が認めたもの

### (2) 公費負担の要件

(1)の対象犯罪の被害者が、当該事件により死亡した場合に、その遺族等に対し弔意を示すための供花等の費用であること。

### (3) 公費負担の範囲

供花等は生花、線香、果物及び菓子類とし、それぞれの事件ごとに支出額は3千円以内とする。ただし、被害者が複数の場合等3千円を超える場合や、事件の性質上、長期間にわたり複数回の訪問を行う場合は、県民サポート課長と協議を行うこと。

# (4) 公費負担の要否の決定

事件担当課長等は、供花等経費支出伺書(別記様式第9号)により署長等に指揮 伺いする。署長等は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照らし、 公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を行うこと。

### 8 ハウスクリーニング経費

## (1) 対象犯罪

ア 殺人罪 (刑法第199条)

- イ 強盗致死罪(刑法第240条)
- ウ 強盗・不同意性交等致死罪 (刑法第241条)
- エ 不同意わいせつ等致死罪(刑法第181条)
- 才 傷害致死罪 (刑法第205条)

カ アからオに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると署長が認めたもの

#### (2) 公費負担の要件

自宅等が(1)の対象犯罪に係る犯行現場となった場合の清掃作業に要する費用であること。

# (3) 公費負担の範囲

血痕、吐しゃ物、排泄物及び異臭の除去に必要な経費の実費額とし、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する経費は含まない。上限金額は、原則として20万円とする。ただし、署長が、上限を超えて支援する必要があると認めるときは、県民サポート課長と協議を行うこと。

### (4) 公費負担の要否の決定等

### ア 公費負担の要否の決定

事件担当課長は、ハウスクリーニング経費支出伺書(別記様式第10号)により、署長に指揮伺いする。署長は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照らし、公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を 行うこと。

イ 犯罪被害者等及び業者に対する制度の説明

事件担当課長は、ハウスクリーニングの公費負担を行うに当たり、本制度の趣旨を犯罪被害者等に説明するとともに、ハウスクリーニング承諾書(別記様式第11号)の提出を受ける。また、清掃業者に対しては、ハウスクリーニング経費を警察で公費負担することを説明すること。

- 9 カウンセリング等経費
- (1) 対象犯罪
  - ア 殺人罪 (刑法第199条)
  - イ 強盗致死傷罪(刑法第240条)
  - ウ 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪(刑法第241条)
  - 工 不同意性交等罪(刑法第177条)
  - オ 不同意わいせつ罪(刑法第176条)
  - カ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(刑法第179条)
  - キ 不同意わいせつ等致死傷罪(刑法第181条)
  - ク 傷害罪(刑法第204条)
  - ケ 傷害致死罪 (刑法第205条)
  - コ 逮捕等致死傷罪 (刑法第221条)
  - サ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反(同法第2 条及び第3条)
  - シ 道路交通法 (交通事故の場合の措置) 違反 (第72条第1項前段)
  - ス アからカまでの未遂罪
  - セ アからスに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると署長等が認めたもの
- (2) 公費負担の要件
  - ア 刑事手続上の被害申告に限らず、警察による支援を受けたいとの意思を申告した(1)の対象犯罪の被害者等(精神状態等により本人が申告することができないときは、それに代わるふさわしいと認められる者が申告した場合を含む。)に対するものであること。
  - イ 精神科医等の医師、臨床心理士又は公認心理師(犯罪被害者支援・治療に関する研修を受けるなど、十分な知識を有する者が望ましい。以下「医師等」という。)が精神的被害の回復に効果があると認めた診察及びカウンセリング(以下「カウンセリング等」という。)であること。
- (3) 公費負担の範囲

医師等によるカウンセリング等経費とし、原則として、公費負担適用期間は初診 日より3年間、当該期間における受診回数は月2回以内、受診1回当たりの上限金 額は1万円とする。ただし、署長等は、対象期間、回数及び金額の上限を超えて支 援する必要があると認めるときは、県民サポート課長と協議を行うこと。

- (4) 公費負担の要否の決定等
  - ア 公費負担の要否の決定

事件担当課長等は、カウンセリング等経費支出伺書(別記様式第12号)により署長等に指揮伺いする。署長等は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照らし、公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を 行うこと。

イ 犯罪被害者等及び医療機関に対する制度の説明

事件担当課長等は、カウンセリング等経費の公費負担を行うに当たり、本制度 の趣旨及び公的機関が推奨する医療機関を当該犯罪被害者等に説明するとともに、 医療機関に対しては、カウンセリング等経費を警察で公費負担することを説明し た上で、犯罪被害者等にカウンセリング等を受けさせること。

### 10 住居移転等経費

- (1) 対象犯罪
  - ア 殺人罪 (刑法第199条)
  - イ 不同意性交等罪(刑法第177条)
  - ウ 不同意わいせつ罪(刑法第176条)
  - エ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(刑法第179条)
  - オ アからエまでの未遂罪
  - カ アからオに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると署長が認めたもの
- (2) 公費負担の要件

自宅等が(1)の対象犯罪に係る犯行現場となった場合の住居移転に要する費用であること。

(3) 公費負担の範囲

業者等による住居移転等経費とし、原則として、公費負担適用期間は対象犯罪発生日より1年間、上限金額は5万円とする。ただし、署長は、対象期間及び金額の上限を超えて支援する必要があると認めるときは、県民サポート課長と協議を行うこと。

- (4) 公費負担の要否の決定等
  - ア 公費負担の要否の決定

事件担当課長は、住居移転等経費支出伺書(別記様式第13号)により署長に 指揮伺いする。署長は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照ら し、公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を 行うこと。

イ 犯罪被害者等及び業者に対する制度の説明

事件担当課長は、住居移転等経費の公費負担を行うに当たり、本制度の趣旨を 当該犯罪被害者等に説明するとともに、業者に対しては、住居移転等経費を警察 で公費負担することを説明した上で、犯罪被害者等に住居移転させること。

### 11 弁護士相談経費

- (1) 対象犯罪
  - ア 殺人罪 (刑法第199条)
  - イ 強盗致死傷罪(刑法第240条)
  - ウ 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪(刑法第241条)
  - 工 不同意性交等罪(刑法第177条)

- オ 不同意わいせつ罪(刑法第176条)
- カ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(刑法第179条)
- キ 未成年者略取及び誘拐罪 (刑法第224条)
- ク 営利目的等略取及び誘拐罪(刑法第225条)
- ケ 身の代金目的略取及び誘拐罪(刑法第225条の2)
- コ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪(刑法第226条)
- サ 人身売買罪(刑法第226条の2)
- シ 不同意わいせつ等致死傷罪(刑法第181条)
- ス 逮捕及び監禁罪(刑法第220条)
- セ 逮捕等致死傷罪(刑法第221条)
- ソ 傷害致死罪 (刑法第205条)
- タ 傷害罪(刑法第204条)のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- チ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反(同法第2条及び第3条)
- ツ 道路交通法(交通事故の場合の措置)違反(第72条第1項前段)
- テ アからサまでの未遂罪
- ト アからテに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると署長等が認めたもの
- (2) 公費負担の要件
  - (1)の対象犯罪に係る刑事手続等に関する弁護士相談を受ける費用であること。
- (3) 公費負担の範囲
  - ア 弁護士による相談経費として、原則1回分とする。ただし、署長等は、上限を 超えて支援する必要があると認めるときは、県民サポート課長と協議を行うこと。 イ 相談料

相談料は、相談開始から30分間は5,000円とし、以後15分以上30分以下(15分未満は切り捨てとする。)ごとに5,000円を加算する。

なお、相談料は、所得税込みとする。

- (4) 公費負担の要否の決定等
  - ア 公費負担の要否の決定

事件担当課長等は、犯罪被害者等に対する弁護士相談経費支出伺書(別記様式第14号)により署長等に指揮伺いする。署長等は、公費負担の要件及び公費負担制度適用の除外事由に照らし、公費負担の要否を決定する。

なお、公費負担の要否について疑義がある場合は、県民サポート課長と協議を 行うこと。

#### イ 弁護士の選定

事件担当課長等は、弁護士の選定に当たり、県民サポート課被害者支援室と連携を図るとともに、事案の内容や犯罪被害者等の要望等を踏まえて選定すること。

ウ 犯罪被害者等及び弁護士に対する制度の説明

事件担当課長等は、弁護士相談経費の公費負担を行うに当たり、本制度の趣旨を当該犯罪被害者等に説明するとともに、弁護士に対しては、相談に係る経費を

警察で公費負担することを説明した上で、犯罪被害者等に弁護士相談を受けさせること。

## エ 弁護士相談の確認

弁護士による相談が終了したことを確認した際は、速やかに弁護士相談終了報告書(別記様式第15号)により署長等に報告する。

### 第6 公費負担手続

- 1 経費支出手続等
- (1) 事件担当課長等は、署長等が公費負担を適切と判断した場合は、速やかに当該警察署の会計担当課長又は高速道路交通警察隊総務担当者(以下「会計課長等」という。)に犯罪被害者等支援に係る経費支出について(別記様式第16号)を提出する。
- (2) 会計課長等は、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)に基づき、支出の手続を執る。
- 2 請求書の徴収
- (1) 医療機関等からの請求書の徴収

事件担当課長等は、医療機関、業者、宿泊施設又は使用施設が発行する請求明細書等を確認し、署長又は福井県知事宛ての請求書を徴する。

(2) 犯罪被害者等からの領収書等の徴収

事件担当課長等は、犯罪被害者等が既に支払いを済ませている場合は、犯罪被害者等から、医療機関又は業者が発行した領収書及び署長又は福井県知事宛ての請求書(別記様式第17号)を徴する。ただし、亡失等により、領収書を徴することができない場合は、医療機関又は業者に確認すること。

3 請求書の提出

事件担当課長等は、医療機関、業者、宿泊施設、使用施設又は犯罪被害者等から徴した署長又は福井県知事宛ての請求書及び領収書を受領したときは、速やかに会計課長等に提出する。

### 第7 運用上の留意事項

- 1 本制度の運用に当たっては、経費の種類や内容等を十分に理解し、公費負担の要件 に該当するにもかかわらず、不知による支出漏れがないよう留意すること。
- 2 犯罪被害者等の申告に虚偽の疑いがある場合には、公費負担を見合せるなど不要な支出を防ぐこと。
- 3 公費負担手続完了後に犯罪被害者等の申告が虚偽であると判明した場合は、速やか に県民サポート課長に報告するとともに、公費負担の返還手続を行うこと。
- 4 警察署及び高速道路交通警察隊以外の所属にあっても、公費負担の必要がある と認めるときは、県民サポート課長と協議を行うこと。

### 第8 保存期間

本要領に関する様式の保存期間は、会計年度で5年とする。